

事業主の皆様へ

沼田市中小企業退職金共済制度加入促進補助金のご案内

勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度又は沼田商工会議所及び沼田市東部商工会が実施する特定退職金共済制度により退職金共済契約を締結した中小企業者に対して補助金を交付する制度です。

◎交付対象事業者（下記すべてを満たす事業者）

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・沼田市内に事業所を有する事業者
- ・雇用する従業員を勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度又は沼田商工会議所が実施する特定退職金共済制度により新たに被共済者とした共済契約者

◎交付対象期間

- ・被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12か月

◎補助率

- ・被共済者ごとの契約締結時における掛金月額の100分の20

◎申請方法

- ・所定の申請書により、1月～12月までの該当分を翌年の2月末日までに申請してください。

申請及び問い合わせ先

沼田市経済部産業振興課商工振興係

TEL 0278-23-2111（内線3255）